

## 令和5年7月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和5年7月25日(火) 午後1時30分  
 2. 開催場所 勝山市役所 第2・3会議室  
 3. 出席委員 農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名
- 会長 1番 松村 勘兵衛  
 会長職務代理 2番 辻 尊志  
 農業委員 3番 北山 謙治  
 4番 須見 則雄  
 5番 山口 拓雄  
 6番 山内 百合子  
 7番 高野 忍  
 8番 牧野 昌久  
 9番 吉田 武博  
 10番 滝本 和子  
 11番 田中 政男  
 12番 酒井 清泰
- 農地利用最適化 1番 横山 定守  
 推進委員 2番 坂上 信雄  
 4番 吉田 新一  
 5番 前田 壽夫  
 6番 松井 喜治  
 7番 松田 数実  
 8番 林 博史  
 9番 廣瀬 介治  
 10番 鳥山 義昭

### 4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第10号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第11号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）	可決
議案第12号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第13号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第14号	現況証明願いについて	可決
議案第15号	農地法第52条第1項の規定による農地の賃借料情報の提供について	可決

- （報告事項）
- ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - ・ 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - ・ 農地所有適格法人（農業生産法人）の報告について
  - ・ 大雨による農地等の被害状況について

5. 農業委員会事務局 事務局長 竹生 禎昭 係長 久永 幹生 書記 土井 仁美  
 主事 田中 愛里沙 会計年度 山内 佳奈

6.議事  
事務局長

ただいまから、令和5年7月定例農業委員会を開催いたします。  
また、田中 昭司委員は欠席の旨、お聞きしております。

それでは、松村会長よりご挨拶を申し上げます。

松村会長

(あいさつ)

本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。  
委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしく願います。

事務局長

ありがとうございました。  
では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。

議長（松村会長）

これより本日の会議に入ります。  
事務局より7月分の経過報告を申し上げます。

事務局

(報告)

議長（松村会長）

報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。  
ないようですので、本日の議事録署名委員を  
7番 高野 忍 委員  
8番 牧野 昌久 委員  
の両名にお願いします。

これより議事に入ります。

日程第1 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見  
についてを議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長（松村会長）

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。  
①については吉田委員より報告をお願いいたします。

吉田委員

18日の日に現地確認をしてきました。写真を見てもらうと畑ということなのですが、隣に（土地所有者の）家が建っておりまして、畑というか荒れたような土地です。こちらに家を建てられるということで宅地申請なので、問題はないと思います。以上です。

議長（松村会長）

②については山口委員より報告をお願いいたします。

山口委員

現地確認に行ってみりました。工場の右側の水田のところへ工場を増築するということで、用途地域でもありなんら支障はないと思います。工事は秋の収穫をしてからやるそうですので、なんの支障もないと思います。どうかよろしく願います。

議長（松村会長）	<p>ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第10号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。</p>
委員	異議無し
議長（松村会長）	<p>それでは、議案第10号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。</p>
事務局	<p>日程第2 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集計画の決定（所有権の移転）について、を議題とします。 事務局より説明願います。 （説明）</p>
議長（松村会長）	<p>このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 ①と②については酒井委員より報告をお願いいたします。</p>
酒井委員	<p>①につきまして、先週、現地確認をしてまいりました。8ページの写真を見てもらいますと、真ん中のちょっと黒っぽいところは防草シートが張ってありまして、左側のところ（申請地）を農事組合法人〇〇が管理しております。現在、譲渡人の（所有している田んぼの）面積と譲受人の（所有している田んぼの）面積を管理しており、草刈り等においても適正に管理されておりますので、問題はなかろうかと見ています。②につきまして、先週、現地確認へ行ってまいりました。10ページの写真を見てもらうと、（申請地と横の田んぼと合わせて）1枚の田んぼになってはいるんですが、この田んぼは非常に小さい田んぼで、右側の道路が私道になっており、下が農道となっております。こちら農事組合法人〇〇の構成員ということで、管理等についても適正に管理されており、問題はなかろうかと思っておりますので、協議の程よろしく願います。</p>
議長（松村会長）	③については山口委員より報告をお願いいたします。
山口委員	③についてですが、12ページの写真は南側から北の勝山のほうを撮った写真です。（旧法第18条の条項に）全て適合していると思いますので、なんら支障はないと思います。どうかお願いいたします。
議長（松村会長）	④については吉田委員より報告をお願いいたします。

吉田委員 ④の件なんですけども、写真の15ページを見てもらうと分かるように、今現在、田んぼとしてきれいに使われておりまして、担い手も調査書に書いてあるとおり、譲受人がちゃんと耕作できるものと見ております。よろしくお願いいたします。

議長（松村会長） 報告はお聞きのとおりです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。  
ないようですので、これより議案第11号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委員 異議なし

議長（松村会長） それでは、議案第11号については、承認することに決しました。

続きまして、  
日程第3 議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）及び、日程第4 議案第13号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取についてを議題とします。  
これらは関連がありますので一括して行います。  
事務局より説明願います。

事務局 （説明）

議長（松村会長） それでは審議に入ります。  
ご意見、ご質問はありませんか。  
ないようですので、これより採決いたします。  
ではまず、議案第12号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

牧野委員 中間管理機構は、前は10年の区切りがあって、（前の契約で）残った分だけを（後の契約で）契約するんでなかったでしょうか。全部期間が今から10年となっていますが、そのように変わったのでしょうか。今はそのような期間制限はないのでしょうか。

事務局 基本的には10年の設定にはなっているんですけども、耕作者の方が高齢ですとか、そのような理由があれば10年よりも短い期間で設定することはできると聞いております。

議長（松村会長） ファーム等で途中で借りられる場合には他の人との契約終了時期を合わせるために期間を決めることはあります。例えばそのファームは始まって3年経っていれば新たに契約しようとする人は7年で設定するとか。そうすれば更新するとき等、後々都合がよいのでそれに合わせているということはあると思います。

議長（松村会長） 他、ありませんか。  
ないようですので、これより採決いたします。  
ではまず、議案第12号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委員 異議なし

議長（松村会長） それでは、議案第12号については、承認することに決しました。

議長（松村会長） 続いて、議案第13号について採決いたします。  
議案第13号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。

委員 異議なし

議長（松村会長） それでは、議案第13号については「適当である」旨の意見を付すること  
決しました。

議長（松村会長） 続きます、日程第5 議案第14号 現況証明願いについてを議題と  
します。  
事務局より説明願います。

事務局 （説明）

議長（松村会長） このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。  
①については吉田委員より報告をお願いいたします。

吉田委員 ①につきまして、写真の19ページ、20ページを見てもらうと分かりますと  
おり、建物跡が更地になっておりまして、あともう1つは住宅が建っており  
まして、土地（申請地）の一部が住宅敷地となっております。その住宅  
の前にある畑みたいなのところも一部植わっているんですけども、畑らし  
いような感じでもないの、宅地として申請ということで意義ないと思  
います。よろしく願いいたします。

議長（松村会長） ②については、酒井委員より報告をお願いいたします。

酒井委員 23ページの写真を見ていただきますと、車とか通路等で使用しており三角  
みたいなのところが畑となっておりますが、畑としては認められなくて非農  
地として証明をお願いしますということで、よろしく願いいたします。

議長（松村会長） ③については、山口委員より報告をお願いいたします。

山口委員 お父さんが亡くなって相続し、地目変更の登記をし直すために農地ではな  
いということで現況証明となっております。現状は写真のとおりでござい  
ます。

議長（松村会長）	<p>ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第14号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。</p>
委員	異議なし
議長（松村会長）	<p>それでは、議案第14号については、原案どおり承認することに決しました。 続きまして、 日程第6 議案第15号 農地法第52条第1項の規定による農地の賃借料情報の提供についてを議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局	（説明）
議長（松村会長）	<p>それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第15号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p>
牧野委員	先ほどの説明の中で賃料が0円のものも考えていないということなんですけれども、賃料が0円のものも入れたら平均は安くなるんじゃないでしょうか。0円のものも入れないと平均とは言えないのではないのでしょうか。
事務局	おっしゃるとおり賃料というとそういった場合もあると思うんですけれども、手引書の通りのやり方をさせてもらうと使用貸借の0円というのは省いて、賃料として設定したものについて集計を取りなさいとなっておりますので、そのような形となっております。
議長（松村会長）	<p>他、ありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第15号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p>
委員	異議なし
議長（松村会長）	<p>それでは、議案第15号については、承認することに決しました。  次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。

牧野委員 ちょっと教えてほしいんですけども、私もわからないんですが、流れと  
いますか、相続した場合は相続した人が農業委員会へ（届出を）出すん  
ですか。そういったことが普通はわからないと思います。そのようなこと  
を農業委員が相続されたことを知ったらそこへ行って（届出をするよう  
に）言うんでしょうか。その家の人はずっと分からないままということが  
あると思うんですが、その辺はどうなっているんでしょうか。

事務局 おっしゃったとおり相続によって所有権を得た方が届け出るというふうにな  
っているんですけども、死亡届を出されたときに農地を持たれている  
方はこのような届出を出してください、といった案内の文章だけ入れさせ  
て頂いております。なかなか亡くなられたすぐ後  
というよりは時間を置いてから手続きをされるので、少しタイムロスは  
あるんですけども、その案内を見てくださいっている方は手続きをしてく  
ださったり、お問い合わせを頂きます。また相続で所有権移転する際に、  
例えば司法書士さんとかにお願いしている場合は、司法書士さんからこう  
いった手続きがありますので、ということでそこを介して届出を頂いたり  
しております。

議長（松村会長） このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。  
ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知につい  
て、事務局から報告願います。

事務局 （報告）

議長（松村会長） このことについてご意見、ご質問はありませんか。  
ないようですので次に、農地所有適格法人（農業生産法人）の報告につい  
て、事務局から報告願います。

事務局 （報告）

議長（松村会長） このことについてご意見、ご質問はありませんか。  
ないようですので次に、大雨による農地等の被害状況について、事務局か  
ら報告願います。

事務局 （報告）

議長（松村会長） このことについてご意見、ご質問はありませんか。  
ないようですので次に、その他について事務局からお願いいたします。

事務局 （報告）

議長（松村会長） このことについてご意見、ご質問はありませんか。  
ないようですので、全体を通して何かご質問はございませんか。

牧野委員 農業新聞に、畦に芝を植えると良いというのが出てましたよね。年を取っ  
たら畦の草を刈るのが大変なんですね。特に私が住んでいるところは中山  
間になっておりますので。その辺の資料とかを取り寄せて頂けると有難い  
です。

事務局	農業新聞などを確認いたしまして、お調べさせていただきます。
議長（松村会長）	他、ありませんか。  以上で本定例農業委員会の審議事項及び報告事項は全て終了いたしました。みなさまご協力いただきありがとうございました。 では、進行を事務局にお戻しします。
事務局長	松村会長、ありがとうございました。  最後に次回の定例農業委員会の開催について、事務局より連絡いたします。
事務局	次回の農業委員会は、令和5年8月25日(金)午後1時30分から、勝山市役所 第1会議室にて開催予定としております。また、農地利用最適化推進委員会は令和5年8月28日(月)午後1時30分から、勝山市役所 第1会議室にて開催予定としております。
事務局長	以上で7月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、辻職務代理より閉会のことばを申し上げます。
辻職務代理	閉会の言葉